

狭山市立第一学校給食センター更新事業 入札説明書等に関する第1回質問・回答

狭 山 市

平成19年5月25日

狭山市立第一学校給食センター更新事業の入札説明書等に関して、平成19年4月25日(水)から平成19年5月7日(月)までの間に受け付けた質問に対して回答したものです。

寄せられた質問は、原則として原文のまま掲載しています。ただし、事項別の分類及び記載位置については、市で整理しています。

本回答については、現時点での市の考え方を示したものであり、今後変更する可能性があります。最終的には最新の入札関連書類に基づいてください。

第二回目の質問回答に向けての留意点

- ・ 質問者の特殊な技術、ノウハウ等が含まれ、非公表扱いを希望する質問については、その旨を明記してください。市が質問者の権利等を害するおそれがあると判断したものについては、非公表にて回答します。ただし、権利等を害するおそれがないと判断したものについては、公表対象の質問に変更されるか、取り下げいただく場合があります。
- ・ 公表済みの質問回答をご確認いただき、質問が重複しないことを確認の上、提出してください。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1			1	1		1				定義	「本施設」「本施設等」「本事業」についての定義がありません。自明ではありますが、本契約が長期に亘って効力を有する契約であることを鑑みると明確な定義は必要と存じます。	定義に追加するとともに、「本施設」は「本施設等」に統一します。
2			1	1		4	1			規定の適用関係	「契約関係書類」の内容には、各関係書類に関する質問に関する貴市の回答内容も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	質問回答は、契約関係書類の内容を補完するものです。
3			1	1		4	1			規定の適用関係	「契約関係書類」には、実施方針及び要求水準書(案)及びそれらに関する質問回答は含まれないのでしょうか。	質問回答は、契約関係書類の内容を補完するものです。
4			1	2		4	3			規定の適用関係	「要求水準を上回るときに限り事業者提案が優先して適用」とありますが、要求水準を下回る場合には入札書類審査において失格となるため、落札した段階では起こり得ません。上記の理由から規定の適用については常に事業者提案が優先すると解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書等の全ての記述に対して事業者提案が完全に網羅していないことが想定されます。提案がなされた部分についての表現です。
5	契約書		1	2		4	1			規程の適用関係	入札説明書等の契約関係書類の優先適用順位が定められておりますが、本質疑回答の優先順位を指し示して頂きたく、お願いします。	質問回答は、契約関係書類の内容を補完するものです。
6	契約書		1	2		4	3			規程の適用関係	「要求水準書を上回るときに限り」とありますが、その判断は落札者決定時の評価を前提に、貴市と落札者との協議により判断されるとの理解でよろしいですか。	前出 4をご参照ください。
7			1							4 契約代金額	【用語の定義】の前後関係の整理 『ただし、上記金額に、以下で定義する本約款の定める方法による金利変更及び物価変動による…』 「ただし、上記金額に、別添狭山市立第一学校給食センター更新事業に係わる事業契約約款(以下「本約款」という。)の定める方法による金利変更及び物価変動による…』とされては如何でしょうか。 (以降の文章は、適宜修正が必要となります。)	公表資料のとおりとします。
8			1							5 契約保証金	【誤字等】 『以下で定義する本約款第34条の定めるところにとる。』 「本約款第34条の定めるところに よ る。」とされては如何でしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
9			1							なお書き	【用語の使い方の誤解回避】 『なお、 本契約 は、仮契約とし、…狭山市議会の議決を得られたとき、 本契約 とする。 本契約 の締結を証するため…』 「なお、本契約は、仮契約とし、…狭山市議会の議決を得られたとき、 正式 契約とする。本契約の締結を証するため…』とされては如何でしょうか。	『なお、本事業契約は、仮契約とし、…狭山市議会の議決を得られたとき、本契約とする。本事業契約の締結を証するため…』と修正します。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
10			2	3		6	2			本事業の事業方式	「備え付けの設備、什器・備品等」は市が所有するとのことですが、この「備え付けの設備、什器・備品等」に含まれないものがあればご教示ください。たとえば、要求水準書添付資料の資料12「什器・備品等リスト」には、調理用白衣などの消耗品が多数ありますが、これらは含まれないと考えてよいでしょうか。	要求水準書添付資料 資料12 の「作業用」及び「清掃用」に記載しているものは、含まれません。
11	契約書		2	3		6	3			本事業の事業方式	建設工事用地とするなど、必要な範囲で貴市の事業用地を使用できるとされますが、ここでの善管注意義務は、事業者が使用する範囲に限定されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12			3	4		11	1			設計の第三者への委託	SPCより業務の委託を受けた第三者が、さらに別の者に再委託をする場合には、貴市の承諾は不要との理解でよろしいでしょうか。	必要ありません。要求水準書に従い設計組織体制を通知してください。
13			3	4		11	1			設計の第三者への委託	「事前の市の書面による承諾を得たうえ」とありますが、そもそも事業者が設計業務を第三者に委託することは基本協定書第5条にて取り決められています。ここでお貴市から承諾を得なくてはならない理由をご教示願います。	基本協定書と事業契約書とは、市との契約の相手方が異なるためです。
14			3	4		12	3			設計に伴う各種調査	本項に記載のある「調査業務」とは、本条第1項の「契約関係書類に記載された事業場所における測量、地盤調査その他の関係する調査」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	契約書		4	4		15	1			設計の変更	土地の瑕疵および地中障害など、事業者の責めとはならない設計変更は、第15条のうちの項に該当するでしょうか。また、この場合は、第2項の貴市の責めに帰すべき事由、若しくは不可抗力や法令変更と同様に解し、貴市の負担となると理解してよろしいでしょうか。	土地の瑕疵及び地下埋設物による設計変更(通常予見可能及び設計に際しての事前調査により把握することができ、設計等での対応が可能であった事象を除く。)は、不可抗力と解した上、事業契約書の該当条項の規定に従います。
16			4	4		15	2			設計の変更	【用語の定義の明確化】 「事業者は、市が提示した仕様等の変更を伴う設計変更は、することができない。」 「事業者は、要求水準書等に示された仕様等の変更を伴う設計変更は、することができない。」 とされては如何でしょうか。	設計を進めて行く際には、当然、要求水準書等以外の条件が規定されるため、原文のままとします。
17			4	4		15				設計の変更	「第3項」の表示が重複していますので、修正をお願いいたします。	ご指摘のとおり修正します。
18			4	4		15	3			設計の変更	この場合の「追加的費用」には、金融費用(たとえば設計変更により設計・建設期間が延びてしまつことにより生じる金融機関からの借入金利の増加分等)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
19			4	4		15	3			設計の変更	事業者が負担するのは「その他の場合は」ではなく「事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合」ではないでしょうか。(市側の負担と同じ考え)	ご指摘のとおり修正します。
20	契約書		4	4		15	3			設計の変更	市の責めに帰すべき事由には、落札者決定後、要求水準等に含まれない貴市からの追加の指示、要望事項等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には、お考えのとおりですが、実際には、協議を経て決定するものと考えています。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
21			4	4	15	3 & 4				設計の変更	【市の事由による設計変更による契約金額の増減に伴い、新たに発生する金融費用等の、市の合理的な範囲での負担について】 事業者が金融機関から請求され得る借入金に係る追加ファイナンスの費用、条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
22	契約書		4	4	15	4				設計の変更	設計変更により、建設業務に係る費用が減少する場合、サービス対価から減額する旨、定めがありますが、一方で、同費用が増加する場合の措置につき、ご教示頂くとともに、契約書上に明記しない理由をお示しください。	第15条第3項が費用増加の規定で、次の第4項は、減額の規定となっております。
23			5	5	1	18	3			本施設等の建設	建設着手の許可通知とは具体的にどのような許可ですか。また狭山市のどの部署から許可を得る必要がありますか。	設計内容について合意した後、建設工事に着手できる状況にあることを通知するものです。現在の入札手続きの担当窓口を通じて手続きをすることを予定しています。
24			5	5	1	19	1			建設の第三者への発注	「事前の市の書面による承諾を得たうえ」とありますが、そもそも事業者が建設業務を第三者に発注することは基本協定書第5条にて取り決められています。ここでなお貴市から承諾を得なくてはならない理由をご教示願います。	基本協定書と事業契約書とでは、市の契約の相手方が異なるためです。
25			5	5	1	19	1			建設の第三者への発注	「名称及びその他の情報」とありますが、具体的にはどのような情報を想定しておられるかご教示願います。	要求水準書 P30 3.着工前業務に記載されている内容を想定しています。
26			5	5	1	19	1			建設の第三者への発注	PFI事業の場合、事業者は建設工事をその構成企業や協力企業に発注することが通常のケースですが、この場合にも事前に市の承諾が必要になるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
27			5	5	1	19	1			建設の第三者への発注	事業契約後、市の承諾を得れば、事業者は建設工事を構成企業や協力企業以外にも発注することが可能なのでしょうか。もしそうであれば、どのようなケースに市の承諾を得ることが出来ますか。	品質の低下をもたらすことが懸念されないなど確認の上、やむを得ないと市が判断した場合、可能です。
28	契約書		5	5	1	19				建設の第三者への発注	下請負人を使用する場合には、貴市に対して事前の通知を行えばよく、特に承諾を必要とするものではないとの理解でよろしいですか。また下請負人の使用に際しては、事業者が全ての責任を負うものと理解しておりますが、その選定において留意すべき事項があれば具体的にご指示ください。	前段：お見込みのとおりです。 後段：常識的なご判断をお願いします。
29	契約書		5	5		19	1			建設の第三者への発注	更に下請負人を使用する場合に通知(承認)を要すると定められていますが、2次以降の下請負人に関しての通知(承認)の要否についてご教示ください。これにつき、あらかじめ通知を要するとすれば、手続が煩雑となることを懸念します。	通常の公共工事と同様に施工体制の把握を要します。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
30			5	5	1	20	1			工事監理者	「名称及びその他の情報」とありますが、具体的にはどのような情報を想定していただけるかご教示願います。	要求水準書 P30 3.着工前業務に記載されている内容を想定しています。
31	契約書		6	5		24					建設工事に係るものに限定した条項と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32			6	5	1	24				建設に伴う近隣対策	事業者からの要請がある場合、市は、事業者が行う近隣対策に対し、必要な協力を行う旨の規定を追加していただきたくお願いいたします。	市は、事業の実施に関する近隣への説明等を実施しており、その一環として、規定を追加します。ただし、建設業務は、事業者が責任を持って実施するものと、ご認識願います。
33	契約書		6	5	1	24				建設に伴う近隣対策	「事業者は、自己の責任及び費用において、近隣対応を実施する」とありますが、ここで言う「近隣調整」とは、本条に規定される「騒音、悪臭...を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施する」との理解でよろしいでしょうか。	基本的には、お考えのとおりで、事業者の対応能力に期待するところです。
34	契約書		6	5	1	24				建設に伴う近隣対策	「近隣対応」における「近隣」とは、どの範囲を指すのでしょうか。またその範囲を越えたところからのクレーム等に関する責任及び費用は、貴市との協議もしくは貴市が負うものとの理解でよろしいでしょうか。	前段:事業者が提案する施工の影響が及ぶ範囲です。 後段:実際には、協議となることが予想されますが、施工に責任をもつ姿勢を期待します。
35			7	5	2	26	1			工期等の変更	市から工期の短縮を求められ、当該協議が不調に終わった場合、条文では最終的に事業者は市の決定に従わなければならないとされています。物理的に工期短縮ができない場合や努力したにも関わらず短縮が達成できなかった場合が想定されます。このような場合、事業者には何らかのペナルティは発生しないと理解してよろしいでしょうか。	ご質問の前提として市の責めに帰すべき事由により工期短縮が必要となった場合には、ご理解のとおりです。
36	契約書		7	5	2	26				工期等の変更	「当該協議が不調に終わった場合、市が当該変更の可否を決定する」とのことですが、その場合においては、合理的な工期を貴市が定めるとの理解でよろしいですか。また、これにより生じた追加の費用は貴市が負担していただけるとの理解でよろしいですか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:帰責事由により異なります。
37	契約書		7	5	2	26	1			工期等の変更	「当該協議が不調に終わった場合、市が当該変更の可否を決定するものとし、事業者は、これに従う。」と記載がありますが、物理的に不可能な場合があるため、「原則として、事業者は、これに従う。」と変更をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。
38	契約書		7	5	2	26	1			工期等の変更	貴市による工期変更の請求があった場合、事業者が、工程表等により合理的な延長期間が必要な理由を示せば、貴市の可否決定にあたり、原則として相当な期間延長を認めて頂けるものと解してよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
39	契約書		7	5	2	26	2			工期等の変更	同項の事業者の責めに帰すことのできない事由には、地中障害ならびに土地の瑕疵に基づくものを含むと理解してよろしいでしょうか。	前出 15をご参照ください。
40	契約書		7	5	2	27	1			工期等の変更による費用負担	貴市に増加費用をご負担いただく場合の「支払い方法」についてご教示ください。また、合理的と考えられる増加費用の範囲についてご教示ください。	協議の後、一括にて支払うことを原則としますが、市の予算措置の必要性等に鑑み、市と事業者との協議により決定します。増加費用の範囲は、当該の事象が発生した時点の判断となります。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
41	契約書		7	5	2	27	1			工期等の変更による費用負担	同項の事業者の責めに帰すことのできない事由には、地中障害ならびに土地の瑕疵に基づくものを含むと理解してよろしいでしょうか。	前出 15をご参照ください。
42			7	5	2	27	1			工期等の変更による費用負担	「合理的な増加費用」には金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
43			7	5	2	27	1			工期等の変更による費用負担	「事業者が負担した合理的増加費用」には延長により生じた金融費用も含むとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
44			7	5	2	27	1			工期等の変更による費用負担	【市の責めに帰すべき事由等による工期の変更に伴い、新たに発生する金融費用等の、市の合理的な増加費用負担について】事業者が金融機関から請求され得る借入金に係る追加ファイナンスの費用、条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
45			7	5	2	28	1			工事の一時中止	本項冒頭「市は」の直後に「合理的に」と挿入いただくことをご検討ください。	「狭山市建設工事請負契約約款」の第20条第2項の規定に準じた表現としており、原文のままとします。
46	契約書		7	5	2	28	1			工事の一時中止	市は、必要があると認める場合に工事の一部を中止することができると思いますが、この場合、事業者はその理由を示して頂けるものと解してよろしいでしょうか。なお、本文中に、「その理由を示し」との文言を付記頂くこと、ご検討頂ければ幸いです。	工事中止の内容とその理由を合わせて示します。「狭山市建設工事請負契約約款」の当該規定の表現と同様とし、原文のままとします。
47			7	5	2	28	2			工事の一時中止	この場合の増加費用には金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
48			7	5	2	28	2			工事の一時中止	「事業者が生じた増加費用」には金融費用も含むとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
49			7	5	2	28	2			工事の一時中止	【市が必要と認める場合で、事業者の責めに帰すべき場合を除き、工期の変更に伴い、新たに発生する金融費用等の、市の合理的な増加費用負担について】事業者が金融機関から請求され得る借入金に係る追加ファイナンスの費用、条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
50	契約書		7	5	2	28	2			工事の一時中止	本項での工期の変更とは、工期の延長を意味し、短縮の意ではないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	契約書		8	5	3	31	2			市による本施設等の完成検査通知	貴市により改変された完成図書は、事業者により理由(例えば、大規模修繕後の維持管理業務に要する)があり、必要とあれば、開示して頂くことはできますか。	正当な理由であると市が判断した場合には、開示します。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
52			9	5	4 / 5	33 / 34				建設期間中の保険 / 履行保障	第33条では「事業者は、本施設等の工期中、別紙 3 に記載する「建設、維持管理及び運営業務期間中の保険」のうち、建設期間中の保険に加入するものとする。…」とありますが、第34条では「事業者は、本施設等の設計及び建設工事等の期間中の履行保証として、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。…」とあります。別紙 3 の『工事契約履行保証保険』の加入は必須でしょうか。	第34条の保証を付した場合は、同様の目的を内容とする保険の加入は必須ではありません。
53			9	5	5	34	1			設計及び建設工事等の履行保証	本契約第33条において事業者は「工事契約履行保証保険」に加入しなければならないとされております。その反面、本項では工事契約履行保証保険を含めた「いずれかの」保証を付せばよいとされており、矛盾するように読めます。そもそも、第33条にて保険加入を義務付けるのであれば、本項においても履行保証保険加入を前提とした取り決めでも対応可能ですし、本条に定める保証を付すのであれば33条中の工事契約履行保証保険への加入は不要と存じます。33条または34条の条文間の整理をお願いします。	前出 52をご参照ください。
54	契約書		9	5	5	34	1			履行保証	第1項の(1)から(5)のいずれかの方法によって、設計及び建設工事期間の契約履行保証を付した場合、その保証金等は事業者の責めに帰すその期間の契約解除にかかる違約金に充当されると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55			9	5	5	34	2			契約保証金の額	<p>【「契約保証金の額」の明確化】</p> <p>第34条の2では「本施設等の設計及び建設工事等の費用に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」となっていますが、入札説明書の契約保証金の項では「設計費、建設工事費及び工事監理費に消費税等を加えた合計額の100分の10以上」となっています。</p> <p>(別紙 4「サービスの対価の支払い方法 ア 施設費」では、「内訳に含まれる費用」として「調査・設計費、建設工事費(厨房機器等設置工事、付帯設備工事、土木工事及び築山移転に係る費用を含む。)、工事監理費、確認申請等の手続きに要する諸費用、事業者の開業に伴う諸費用、建中金利、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」の記述があります。)</p>	入札説明書の記載内容に合わせ修正し、明確化します。
56	契約書		10	6		35	2			本施設の引渡し	完成から引渡を6ヶ月以内との定めにつき、当該猶予期間が必要な理由を示して頂きたいをお願いします。	地方税法第73条の2の規定に従い、不動産取得税の課税対象が市となるための条件となるものです。
57			10	6		37	1			本施設等の引渡しの期日の変更	「合理的な増加費用」には金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
58			10	6		37				本施設等の引渡しの期日の変更	【市の責めに帰すべき事由等による本施設等の引渡しの期日の変更に伴い、新たに発生する金融費用等の、市の合理的な増加費用負担について】事業者が金融機関から請求され得る借入金に係る追加ファイナンスの費用、条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
59	契約書		10	6		38				本施設等の所有権保存登記	所有権保存登記に係る費用は、貴市の負担との理解でよろしいですか。	保存登記費用は、市の負担ですが、手続きについては、業務範囲内としております。
60			11	6		40	2			瑕疵担保責任	【瑕疵担保期間について】 第40条の2には『前項に規定する瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本施設等の引渡しの日から5年以内(木造建物等の建設工事の場合)又は10年以内(コンクリート造の建物等又は土木工作物等の建設工事及び設備工事等の場合)とする。ただし、・・・』とありますが、本件は木造以外の構造と思われ、必然的に設備を含めた建物全体が瑕疵担保期間10年となるものと思われず。 特別なものを除き、一般的には瑕疵担保期間は2年以内となっています。これは、「瑕疵」によるものか、「自然劣化・使用劣化」等によるものか、の明確な判断等が要求されるため、判例等にも基づくものです。 本件が重要な公共サービスを提供する施設であることは十分承知しておりますので、なにとぞ、合理的な瑕疵担保期間への見直しをお願いします。	木造等を1年、コンクリート造を2年とします。ただし事業者の故意又は過失によって生じた場合に加え事業者が当該瑕疵を知っていた場合、構造耐力上重要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分については、1年を5年、2年を10年とします。
61	契約書		11	6		40	2			瑕疵担保責任	瑕疵担保期間を実質的に一律10年とするのは、公共工事約款・民間連合協定約款で規定されている標準的な基準である2年から大きく逸脱していません。再考いただけないでしょうか。	前出 .60をご参照ください。
62			12	7	1	42	1			維持管理及び運営業務の第三者への委託	SPCより業務の委託を受けた第三者が、さらに別の者に再委託をする場合には、貴市の承諾は不要との理解でよろしいでしょうか。	維持管理及び運営業務計画書において実施体制の市による確認が必要となります。
63			12	7	1	42	1			維持管理及び運営業務の第三者への委託	「事前の市の書面による承諾を得たうえ」とありますが、そもそも事業者が当該業務を第三者に委託することは基本協定書第5条にて取り決められております。 ここでなお貴市から承諾を得なくてはならない理由をご教示願います。	基本協定書と事業契約書とでは、市との契約の相手方が異なるためです。
64			12	7	1	45	1			事業者による本施設等の維持管理及び運営体制の整備	「業務開始予定日」の定義をお願いします。	用語の定義に追記します。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
65			13	7	1	47	1			維持管理及び運営業務に伴う近隣対策	現在までに想定されている、「本施設の維持管理及び運営業務に関して必要な近隣対策」があれば、ご教授願います。	例えば、業務実施従事者の制服の着用や身分証の携帯、交通安全の徹底など、要求水準書でも触れている通常想定される対応策は、確実に実施して頂きたいと考えています。
66			13	7	1	48	2			本施設等の修繕	大規模修繕は貴市が行うものと理解しておりますが、その提案は事業者がするのでしょうか。その意図するところは何でしょうか。	入札書類による提案に加え、事業期間内においても大規模修繕計画の提案をお願いします。理由としては、ライフサイクルコスト低減を意識したご提案を期待すること、設計、建設、維持管理する者からの提案が現実的な提案となる可能性が高いこと等です。
67	契約書		13	7	1	48	2			本施設等の修繕	「事業者が提案した大規模修繕計画を参考とし、市の判断で大規模修繕を行う。」とされていますが、大規模修繕計画はあくまでも提案時の想定であり、必ずしも実態に即したものにならない可能性があります。実際には、同計画を参考とした上で、事業者の要望等も勘案し、貴市のモニタリング等を経て、実施の有無を判断されるものとの理解でよろしいですか。	提案時と実態の差異が極端に大きくなることは、提案時点の内容、引いては、事業者の信頼性を損なう可能性があることをご認識の上、慎重にご提案をお願いします。また、差異が生じた場合には、随時修繕計画の見直しをお願いします。
68			15	7	3	53	1			維持管理及び運営業務の一時中止	本項冒頭「市は」の直後に「合理的に」と挿入いただくことをご検討ください。	そもそも市は、「公」の観点にたって一時中止などの判断を行うものであることをご認識いただきたいと存じます。原文のとおりとしますが、一部字句を修正します。
69			15	7	4	55				維持管理及び運営業務に係る保険	『事業者は、前条に定める損害賠償に係る事業者の負担に備えるために、…別紙3に記載する「建設、維持管理及び運営業務期間中の保険」に加入する、若しくは、…加入させるものとする。』とありますが、「前条に定め」は、「第三者損害賠償」に関してであり、別紙3に記載する「建設、維持管理及び運営業務期間中の保険」の内、『維持管理及び運営業務業者賠償責任保険』のみが、本条の要求する保険と思われる。限定されてはいかがでしょうか。	表現を修正します。
70			15	7	4	56				維持管理及び運営業務の履行保証	本契約第55条において事業者は「履行保証保険」に加入しなければならないとされている一方で、本項では履行保証保険を含めた「いずれかの」保証を付せばよいとされており、矛盾しているように読めます。そもそも、第55条にて保険加入を義務付けるのであれば、本項においても履行保証保険加入を前提とした取り決めでも対応可能ですし、本条に定める保証を付すのであれば55条の履行保証保険加入は不要と存じます。55条及び本条の条文間の整理をお願いします。	第56条第1項5号以外の保証を付した場合は、同様の目的を内容とする保険の加入は必須ではありません。別紙3にその旨の注釈を加えます。
71			15	7	5	56	1	(5)		履行保証	第56条第1項(5)の履行保証保険契約は、別紙3に記載の維持管理及び運営業務契約履行保証保険を指しているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
72			15	7	5	56				履行保証	大手損害保険会社数社にヒアリングしたところ、維持管理及び運営業務の履行保証は引受を行っていない、もしくは可能でも最大1年間の引受で次年度以降の引受は約束できないとのことでした。事業権契約の中で成り立たない保険であれば民間事業者として対応不可能なため、削除していただくことは可能でしょうか。	第56条第1校1号から4号までのいずれかでも構いません。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
73			15	7	5	56	2			履行保証	契約保証金の額は維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価の10分の1以上とありますが、第65条4(2)アに規定する違約金額は同サービスの対価の12分の3と消費税の合計額となっており、金額に齟齬があります。別紙3により履行保証の目的は契約解除違約金を担保するものと思われませんが、この内容でよろしいのでしょうか。	契約保証金については、狭山市契約規則第28条に準じて1/10としておりますが、違約金については、当該事業の継続の重要性を鑑み、事業継続に必要と想定される期間を補填することを想定した金額となっております。
74	契約書		15	7	5	56				維持管理及び運営業務の履行保証	「ただし、本条第5号の場合においては」と記載されているのは、「ただし、本項第5号の場合においては」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75			15 & 20	7 & 10	5	56 & 65				維持管理及び運営業務の履行保証 / 契約解除違約金	『維持管理及び運営業務の履行保証』について、第56条の規定を実行するためには、経費の発生が見込まれます。総事業費の縮減及びVFMの観点からも、事業費の増額とならない方策の検討をお願いいたします。契約保証金の額は、『維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価の10分の1』 「3～4千万円」程度と推定され、SPCの出資金・融資金で賄える額です。SPCの出資金・融資金は元来、このような不測事態に対処するための積み立ての性格を持つ資金であり、第65条の4の(2)アの「契約解除違約金」に包含されると思われしますので、『維持管理及び運営業務契約履行保証保険』の加入は事業者の任意とし、第56条は削除されますよう、お願いいたします。また、第65条の4の(2)アの違約金額も、事業費の増額とならない範囲での金額の設定をお願いいたします。	SPCの出資額を念頭に規定したものではありません。たとえ、その出資額が契約保証金の額を上回っていたとしても、市の事業継続に要する費用に必ず充当できるとは限らないと考えます。
76			16	7	5	56		(4)		履行保証	本施設等の維持管理及び運営業務に係る債務の履行を保証する履行保証は、第4節の第55条の損害賠償保険とは別の保証に加入するとの事でしょうか、ご教示下さい	前出 70をご参照ください。
77	契約書		16	7	5	56				維持管理及び運営業務の履行保証	維持管理・運営期間中の履行保証については、事業者としてのリスク負担が大きくなり、中でも当該履行保証については、SPC出資者の連帯保証が必要となることや1年契約の更改が前提となることが想定され、最悪の場合保険付保が困難になる事態もあり得ます。資本金や劣後融資等のキャッシュをリザーブすることにより、対応することも可能であると思料しますが、再考願えないでしょうか。	保険の付保は絶対条件ではないうえ、資本金の備えが可能であれば、契約保証金などでの提供も可能と考えられるため、現状のとおりとします。
78			17	8		57	2			サービスの対価の支払い	3行目「サービスの対価の…」以降は不要ではないでしょうか。(3行目以降の記述と、別紙4表2の「内訳に含まれる費用」の記述が一致していません。別紙4で詳細に記載されているので本条文中に記述する必要が疑問です。)	条文には主な費用を記述し、その他については、「等」と表現しているものです。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
79			18	10		65	1	(2)		本契約の解除	市による契約の解除等の条項に『事業者の責めに帰すべき事由により、本施設等の引渡し予定日に本契約に従って本施設等の引渡しが行なわれないとき。』とありますが、第2節 工期の変更等 第27条の2『事業者の責めに帰すべき事由により工期が変更され、実際の引渡し日が引渡し予定日より遅延した場合、事業者は、当該工期の変更又は引渡し日の遅延に伴い市に発生した合理的な損害額に相当する金額を市に支払う。』の場合は、本項は適応されない旨の記載をお願いします。	工期が変更され市及び事業者の協議により引渡し予定日が変更された場合には、本項の規定は適応されません。
80			18	10		65	2	(1)		本契約の解除	市による契約の解除等の条項に『事業者の責めに帰すべき事由により、本施設等の運用開始予定日に給食提供が開始できないとき又は…。』とありますが、第7章 本施設等の維持管理及び運営業務 第46条『本施設等の維持管理及び運営業務の開始が、業務開始予定日より遅延した場合、市及び事業者は、次のように遅延の事由区分に応じて責任を負う。…(2)事業者の責めに帰すべき事由による場合、事業者は、市に対して維持管理及び運営業務期間の初年度のサービスの対価の年額について、遅延日数に応じて、年5.0%の割合による金額を日割り計算した遅延損害金を支払う。ただし、…。』の場合は、本項は適応されない旨の記載をお願いします。	市及び事業者の協議により運用開始予定日が変更された場合には、本項の規定は適応されません。
81			19	10		65	4	(1)	ア	市による本契約の終了	本施設等の設計及び建設工事等の費用には、別紙4 表2記載の調査・設計費、建設工事費が該当するとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問に記載された項目に工事監理費を加えた額となります。
82			19	10		65	4	(1)	ア	市による本契約の終了	本項で事業者が市に支払う違約金は、市が受けた損害に対する賠償金の一部として相殺されるという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	契約書		19	10		65	4	(1)	ア	市による契約の終了	「なお、違約金の支払いにより市の事業者に対する損害賠償を妨げるものではない。」とありますが、これは損害賠償額が違約金を超えた場合のみとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84			19	10		65	4	(1)	イ	市による本契約の終了	「適正な価格」に係る算出の考え方をご教示願います。たとえば、本施設の設計・建設に要した金融費用も「適正な価格」に含まれるのでしょうか。	前段：出来形部分を検査の上、合格した部分について提出された工事費内訳書を基に算定する相応する価格となります。 後段：含まれません。
85			19	10		65	4	(1)	イ	市による本契約の終了	出来形部分の「適正な価格」の算出方法をご教示願います。	前記 84をご参照ください。
86			20	10		65	4	(2)	ア	市による本契約の終了	この場合の違約金は「年間の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価の12分の3に相当する金額」となっていますが、第56条第2項の契約保証金の金額は「維持管理及び運営業務に係る年間のサービス対価の10分の1以上」となっています。両者の金額に相違がある理由につき、ご教示願います。	前出 73をご参照ください。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
87			20	10		65	4	(2)	ア	市による本契約の終了	本項で事業者が市に支払う違約金は、市が受けた損害に対する賠償金の一部として相殺されるという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	契約書		20	10		65	4	(2)	ア	市による契約の終了	違約金の定めが、サービス対価の12分の3との定めにつき、この率25%については、どのような基準を元に定められたものかご教示下さい。	契約の解除という異常時に、市が予算措置を行っていない状況下において、定例市議会開催の間隔や事業者の再選定に要する期間及び事業を中断させることなく市民サービスを継続提供することを考慮して規定したものです。
89			20	10		65	4	(2)	イ	市による本契約の終了	事業者帰責事由による契約解除であっても、本施設の引渡し後であれば、貴市は、サービス購入料のうち「設計及び建設工事等業務の対価」の未払い分の支払い義務を負うことをご確認いただき、そのことが事業契約にも明記されることを望みます。現行の条文では、貴市が当該未払い分を必ずしも支払わなくてよいようにも読めてしまいます。	「～を支払い、～所有する。」と表現を修正します。
90			20	10		66	2	(1)	ア	事業者による本契約の終了	「相当する代金」に係る算出の考え方につきご教示願います。	工事費内訳書により算出するものです。
91			20	10		66	2	(1)	ア	事業者による本契約の終了	1行目「…本施設等の出来形部分を」の直後に「自己の費用負担において」と挿入ください。	検査行為は、市により実施するものですが、検査に伴い事業者に生じる費用や検査に伴い別途費用が発生する場合には「狭山市建設工事請負契約約款」第49条第2項の規定に従い、事業者の負担で実施していただきます。
92			20	10		66	2	(1)	ア	事業者による本契約の終了	「相当する代金」の算出方法をご教示願います。	前出 90をご参照ください。
93			20	10		66	2	(1)	イ	事業者による本契約の終了	金融機関との融資契約が中途解除となった場合の違約金についても、本条項に定める貴市よりの支払いに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
94			20	10		66	2	(1)	イ	事業者による本契約の終了	「3年分の逸失利益」とは、a)本条に基づき契約が終了した時点以降の3年間に予定していた利益、b)本事業期間中の事業者の総利益を期間按分した3年分の利益、c)その他、内容につき貴市のお考えをご教示ください。	a)を想定しています。
95	契約書		21	10		66	2	(2)	ア	事業者による本契約の終了	貴市の帰責事由による契約解除の場合、既に履行したサービス対価についても、支払いがなされるのが当然であると考えますが、すでに事業者が履行した「維持管理及び運営業務の対価」の扱いの規定はなされないのでしょうか、ご教示ください。	維持管理運営業務の対価については、通常のサービスの対価の支払い方法に従って支払われます。ここでは、設計及び建設工事等業務の対価の支払いに関する事業者の債権を明示したものです。
96			20	10		66	2	(2)	イ	事業者による本契約の終了	金融機関との融資契約の中途解除に係る違約金についても、本条項に定める貴市よりの支払いに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
97	契約書		20	10		66	2			事業者による本契約の終了	市の違約による契約解除につき、出来高部分の買取など(その他もあり)、解除の効果に伴っての支払条件が、貴市との協議により決定されると定めがありますが、損害が生じたときから協議決定された支払日までの遅延損害金の定めも、同協議によって決定されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問の「遅延損害金」がどのような費用を指しているか不明確ですが、本条第2項2号イ「その他の損失のうち市の不履行と相当な因果関係の範囲内にある合理的な金額」に含まれると判断される場合には、ご理解のとおりとなります。
98	契約書		20	10		66				事業者による本契約の終了	「180日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は…契約を終了できる。」とありますが、他のPFI事業で一般的な60日としていただけないでしょうか。	催告に対する市の対応について、必要に応じて市議会の審議を経るなどの必要がある場合も想定されるので、原文のままとします。
99			21	10		66	2	(1)	ウ	事業者による本契約の終了	本項の場合の撤去費用は貴市の負担となることを明記ください。	事業者の負担とお考えのうえ、ご提案ください。
100	契約書		21	10		66	2	(1)	ウ	事業者による本契約の終了	市の帰責事由による契約解除の効果として(但し本施設の引き渡し前)、本施設に設置された事業者が所有する機器等を市が買い取らなかったものを除き、事業者が撤去しなければならない定めがありますが、同撤去に要する費用は、貴市によりご負担頂けるものと解してよろしいでしょうか。	前出 99をご参照ください。
101			21	10		66	2	(2)		事業者による本契約の終了	冒頭「当該解除が、」の直後の「市が」は錯誤かと存じますので削除をお願いします。	誤字のため修正します。
102			21	10		66	2	(2)	ウ	事業者による本契約の終了	本項の場合の撤去費用は貴市の負担となることを明記ください。	事業者の負担とお考えのうえ、ご提案ください。
103			21	10		66	2	(2)	ウ	事業者による本契約の終了	「市が買い取りをしなかったものを除き」ではなく「市が買い取るものを除き」とすべきではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
104	契約書		21	10		66	2	(2)	ウ	事業者による本契約の終了	市の帰責事由による契約解除の効果として(但し本施設の引き渡し後)、本施設に設置された事業者が所有する機器等を市が買い取らなかったものを除き、事業者が撤去しなければならない定めがありますが、同撤去に要する費用は、貴市によりご負担頂けるものと解してよろしいでしょうか。	事業者の負担とお考えのうえ、ご提案ください。
105			21	10		68	1			法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	3行目の「市は」を「市及び事業者は」に変更することをご検討いただけないでしょうか。法令変更や不可抗力という貴市にも事業者にも責任の無い事象があった場合においても、両者は対等な立場であること(契約書冒頭に記載されています)を本条にも反映させるべきと考えるため、申し上げます。	市と事業者の協議が整わないことが前提となっていることから、原文のままとします。
106			20	10		68	2	(1)	ア	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	「相当する金額」に係る算出の考え方につきご教示願います。	工事費内訳書により算出するものです。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
107			21	10		68	2	(1)	ア	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	出来形部分の「相当する金額」の算出方法をご教示願います。	前出 106をご参照ください。
108			21	10		68	2	(1)	ア	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	1行目「...本施設等の出来形部分を」の直後に「自己の費用負担において」と挿入ください。	前出 91をご参照ください。
109			21	10		68	2	(1)	ア	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	本項の「相当する金額」、65条4項の「適正な価格」、66条2項の「相当する代金」は同義と考えて差し支えないでしょうか。同義であれば用語は統一した方が分かり易いと考えますがいかがでしょうか。	「相当する金額」に統一します。
110			20	10		68	2	(1)	イ	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	金融機関との融資契約が中途解除となった場合の違約金についても、本条項に定める貴市よりの支払いに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
111	契約書		22	10		68	2	(2)	ア	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	不可抗力による解除の場合、既に履行したサービス対価につき、市は事業者に対し、支払いがなされるのが当然であると考えますが、すでに事業者が履行した「維持管理及び運営業務の対価」の扱いの規定はなされないのでしょうか、ご教示ください。	維持管理運営業務の対価については、通常のサービスの対価の支払い方法に従って支払われます。
112			20	10		68	2	(2)	イ	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	金融機関との融資契約が中途解除となった場合の違約金についても、本条項に定める貴市よりの支払いに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
113	契約書		22	10		68	2	(2)	イ	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	第68条第2項(1)イでは、括弧書きにて逸失利益を含まないと定義されておりますが、一方本項では逸失利益を含むか否かが定かにはされていません。この点につき、ご教示ください。	逸失利益は、含まれません。
114	契約書		22	10		68	2	(2)	ウ	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	法令変更又は不可抗力による契約解除の効果として、本施設に設置された事業者が所有する機器等を市が買い取らなかったものを除き、事業者が撤去しなければならい定めがありますが、同撤去に要する費用は、貴市によりご負担頂けるものと解してよろしいでしょうか。	事業者の負担とお考えの上、ご提案ください。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
115			23	11		70	3	(1)		法令変更に係る協議及び追加費用の負担	「本事業に直接関連する租税に係る法令」とは、具体的にはどのような法令が該当しますでしょうか。	法人税、法人県民税、法人事業税、法人市民税等が該当します。
116			23	11		70	3	(2)		法定変更に係る協議及び追加費用の負担	事業者の税引後当期利益の増加相当額を市に支払うとありますが、支払時期及びSPCの会計処理としてどのような費目で処理することを想定していますか。	サービス対価の改定を想定します。
117			23	11		70	3	(2)		法定変更に係る協議及び追加費用の負担	SPCの経営状況も常に一定ではありませんので、サービス対価から増加額相当分を相殺されてしまうことにより、結果的にSPCが赤字となることも想定されます。この場合、サービス対価の減額が原因であれば、市が当該減額分を補填すると理解してよろしいでしょうか。	通常の民間事業と同様に事業者負担とお考えのうえ、ご提案願います。
118	契約書		24	13		73	1			不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	本項において、本契約並びに設計図書の変更、修繕及び必要な追加費用の負担を対応策と定義していますが、かかる対応策とは、総じて損害額を定義したものと理解してよろしいでしょうか。	不可抗力に起因して、緊急的な対応により復旧工事や修繕のための設計や契約事項の一部見直しを想定されます。また、これに伴う費用負担を含め総称して「対応策」と定義しています。
119			24	13		73	3	(2)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	本項の規定によれば、毎年度増加費用が発生した場合、事業者が毎年度100分の1まで負担するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
120			24	13		74	1			不可抗力への対応	不可抗力への対応費用のうち、事業者が実際に負担した追加的経費は、市の負担との理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)第73条第3項の規定に従うものです。
121			25	15		78				株主の制限	「第三者に譲渡することはできない」とありますが、この「第三者」とはSPCへの出資者以外の者を指すのであって、出資者相互間での譲渡は許容される意図でしょうか。	お見込みのとおりですが、株式の譲渡については、基本協定書(案)における規定についても遵守願います。
122										全般	実施方針資料5のリスク分担表において「給食数増減リスク(需要変動リスク)」の一部を民間事業者が負担することになっていましたが、本事業契約において当該リスク分担の具体的な内容についての記載が見当たらないように思われます。どのようなリスク分担となるのか、お示し願います。	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見に対する回答(2月27日公表)の実施方針に関する質問 34のご意見に従い、事業者提案とし、評価対象としております。落札者の提案に基づき契約書へ反映するものです。
123										全般	実施方針資料5のリスク分担表において「地下埋蔵物」及び「土地の瑕疵」に係るリスクの記載がありますが、本事業契約において当該リスクに関する記載が見当たらないように思われますので、契約書に明記いただくようお願いいたします。	前出 15をご参照ください。
124										全般	本事業の継続性確保のため、事業者に対し融資を行う金融機関と直接協定を締結することについての記載がありませんが、当該協定の締結は可能との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)にはありませんが、実施方針の中で触れているようにお見込みのとおりです。実際の協定締結の申し入れ時に判断することといたします。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
125										表紙	<p>【引用語句の統一】 『狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約約款(案)』 『狭山市立第一学校給食センター更新事業に係わる事業契約約款(案)』 とされては如何でしょうか。</p>	上段は、事業名、下段は、書類名を示しています。